

## 韓国知的財産ニュース 2016年7月後期

(No. 323)

発行年月日：2016年8月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、7月15日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許料等の徴収規則の一部改正令、7月29日から施行 (2016.7.26)

#### 関係機関の動き

- 2-1 未来部、情報保護産業紛争調停委員会を発足 (2016.7.1)
- 2-2 政府一体で標準特許の確保に向け協力 (2016.7.19)
- 2-3 韓国内出願人向け PCT 制度の説明会開催 (2016.7.20)
- 2-4 特許庁 - 関税庁、海外での韓国ブランド保護に向け協議 (2016.7.20)
- 2-5 特許法院、審決取消訴訟審理マニュアルの草案を公開 (2016.7.21)
- 2-6 未来部、情報保護技術共有協議体を発足 (2016.7.27)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン電子、華為を相手に特許侵害訴訟提起 (2016.7.22)
- 3-2 韓国キャラクター産業、違法コピーの取締りが不十分 (2016.7.25)
- 3-3 特許・知財権問題、ADR 制度で解決 (2016.7.27)

#### デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 スマートトイレに関する特許出願動向 (2016.7.18)
- 5-2 携帯型放射能測定技術に関する特許出願が増加傾向 (2016.7.28)

法律、制度関連

1-1 特許料等の徴収規則の一部改正令、7月29日から施行

韓国特許庁(2016.7.26.)

- これからは、中小企業や個人発明家の特許年次登録料の負担が一層減る見通しだ。
  - 特許庁は7～9年目の特許年次登録料に対する減免制度を新設する等、国民の特許手数料負担を軽減するために「特許料等の徴収規則」の改正令を7月29日から施行すると発表した。
- 改正された徴収規則では、個人や中小・中堅企業の特許・実用新案・デザイン権の登録料減免期間を従来の6年目までから7～9年目までへと拡大した。
  - 今回の改正により、中小企業は7～9年目の特許年次登録料を1件当たり平均10万ウォンくらい節約できるようになり、特許を維持するための負担が一層減る見通しだ。

<特許登録料減免制度の現況>

納付期間	減免対象及び減免率
設定登録料 (登録後1～3年目)	個人・中小企業(70%)、公共研究機関(50%)、中堅企業(30%)
4～6年目	個人・中小企業・公共研究機関・中堅企業(30%)
7～9年目	個人・中小企業・公共研究機関・中堅企業(30%) 2016.7新設

- この他にも、デザインの一部審査登録出願を審査登録出願に変更する際に支払う補正料及び重複訂正請求料\*に対する減免制度を新設し、複数件の事後減免\*\*を一括して申請できるようにすることで、毎回申請書類を作成しなければならない不便も改善した。

\* 訂正請求： 無効審判の進行中に特許発明と同一性を維持する範囲内で明細書及び図面の訂正を請求する制度

\*\* 事後減免申請：手数料の納付時に減免申請をしなかった場合、5年以内に減免金額の返還を要請できる制度

○ さらに、「知的財産経営認証企業\*」に対しては、特許・実用新案・デザイン権の4～6年目の登録料減免を従来の30%から50%に拡大することで、知的財産経営の活性化を図る。

\* 知的財産経営認証企業： 知的財産権の保有現況、特許技術動向の把握、知的財産権紛争の事前の点検等、10つの分野においてモデルとなる知的財産経営で政府から認証を受けた中小企業

□ 特許庁のキム・ギボム情報顧客政策課長は「今回の改正により、個人発明家や中小・中堅企業の手数料の負担が減り、知的財産を基盤とする企業経営につながると考えられる」との期待を示した。

## 関係機関の動き

### 2-1 未来部、情報保護産業紛争調停委員会を発足

未来創造科学部(2016.7.1.)\*

\*7月前期のニュースですが、掲載が遅れたため、後期のニュースに入れさせていただいています。

□ 未来創造科学部（以下「未来部」）は6月29日(水)、政府果川庁舎にて、学界、法曹界、利用者保護団体等の専門家22人について情報保護産業紛争調停委員会(以下「委員会」)の委員として委嘱し、同委員会を公式発足させた。

○ 同委員会は昨年12月23日から実施された「情報保護産業の振興に関する法律」に基づいて発足するもので、今回委嘱された委員は2016年6月29日から2019年6月28日までの3年間委員として活動することになる。

○ 委員会は同法に基づき、事業者間又は事業者と利用者間の被害の救済と紛争を調停するために設置された法定機関として、情報保護製品及びサービスの開発・利用に関連して発生し得る様々なタイプの紛争を迅速かつ公正に解決する予定だ。

□ 未来部は、情報保護産業の体質改善と情報保護投資の拡大及び融合セキュリティ・

物理セキュリティ等、新たな需要の創出を通じて国内情報保護市場の規模を現在の7.7兆ウォンから2019年まで15兆ウォンに拡大する計画であり、これにより、今後情報保護に関する紛争も増加すると予想される。

- このような紛争が訴訟に発展する場合には、多くのコストと時間がかかり、手続きも複雑なため、利用者と情報保護事業者の負担が増えるものと予想されるが、今回の委員会の発足により訴訟に対する負担が減り、紛争の調停を通じて迅速に処理されると期待される。
- 特に、一般的な消費者被害の救済とともに、企業間のコピー製品による特許侵害、下請関係による零細情報保護事業者\*の被害救済等に大きく役立つものと期待される。

\* 国内情報保護企業(701社)の46%(320社)がベンチャー企業で、資本金10億ウォン未満が69%(484社)、従業員50人未満が69%(483社) [2015年国内情報保護産業実態調査]

- 未来部のソン・ジョンズ情報保護政策官は「同制度は、利用者及び事業者が自立的に遵守できる案を直接模索する機会になるだけでなく、裁判でのしかかる心理的負担を最小化し紛争を迅速に処理することで、時間とコストを削減できるため、情報保護産業の発展に寄与すると思われる」と話した。
- 一方、委員会は同日、公式発足に先立って1次会議を開き、ホン・ジュンヒョンソウル大学教授を委員長に選出した。
- 委員会をサポートする事務局はインターネット振興院に設置され、情報保護産業紛争に関連する相談や調停の申請は、代表電話1661-5714にて申し込みできる。

〈紛争調停委員会(情報保護産業法第25条~33条)〉

- (委員の構成) 学界、法曹界、産業界、利用者機関・団体、公務員の専門家10~30人を未来部長官が任命・委嘱
- (委員の任期) 3年(1回再任可能、公務員は職務期間の間在任)、非常任
- (調停効力及び調停期間) 当事者間の調停案合意、60日以内
- (調停費用) 紛争調停申請者、調停が成立した場合、紛争当事者に分担可能
- (調停除外) 著作権法・放送法・電気通信事業法・個人情報保護法の調停の対象
- (事務局の運営) 韓国インターネット振興院

2-2 政府一体で標準特許の確保に向け協力

韓国特許庁(2016.7.19.)

- 特許庁は、未来成長エンジン特別委員会委員長の主宰で開かれた「第9回未来成長エンジン特別委員会」において、未来創造科学部(以下「未来部」)及び産業通商資源部(以下「産業部」)と共同で高付加価値標準特許の確保に向けた推進策を発表した。
- 政府はこの6年間、国際標準に係る技術分野で研究・開発を行う中小・中堅企業及び大学、公共研究機関が標準特許を確保できるよう支援策を進めてきた。
  - これまでの努力が実り、韓国は昨年、世界3大標準化機構に宣言した標準特許全体件数が2011年末300件の2.6倍の782件に増加して、ドイツを追い越し国家ランキング5位に上がっており、
  - オーディオ分野で国際標準を確保した中小企業を国内初で輩出し、標準特許保有企業・機関数が14カ所から22カ所に増加する等、成果が持続的に現れている。
- 3つの部処は、このような成果を国家経済への波及力の大きい未来成長エンジン分野に広げなければならない必要性についてコンセンサスを形成し、これまで築いてきたノウハウを共有し各部処の力を集中させるという計画だ。
- まず、政府R&D課題の企画から成果評価に至るまでの全過程において、標準特許の確保可能性を向上させるためにR&D-特許-標準の三角連携を強固なものにする。
  - 標準特許を創出できる有望な技術を発掘するための標準特許戦略マップ構築分野を継続的に拡大し、これまで課題を企画する際に必要に応じて任意に実行されていた標準特許動向調査について19大未来成長エンジンの全部分野での実施を義務付け、標準特許の確保に向けた課題企画を強化する。
  - また、別途の標準特許の成果評価案を設け、R&Dの成果のうち、標準特許になる可能性が高い特許を選別して集中的支援を続けることにより、質の高い成果が出されるよう支える。

- 次に、戦略的な標準化活動を通じて標準特許を確保し、外国の標準特許戦略に対応できるように、国際標準化の進捗状況に合う標準特許の獲得・対応戦略の支援体制を構築する。
  - 産業界・学界・研究界が国際標準化機構に提出する標準案起稿書の作成時に韓国特許が最大限に含まれるよう特許コンサルティングを提供すると同時に、標準化の進行方向を予測して特許を設計することにより多様に変化する標準化の状況でも標準特許を確保できるようサポートする。
  - また、外国が提出した標準案起稿書に隠された特許については、標準化活動の専門家が直ちに対処できるように特許分析及び対応戦略を提供し、海外に流出される特許ロイヤルティを最小化する。
- 最後に、優秀な技術を保有していながら、時間・費用の負担により標準特許を創出するほどの余裕がない中小・中堅企業のため、標準特許強小企業の育成体制が稼働される。
  - 特許庁の標準特許創出戦略支援事業と未来部・産業部の標準案開発及び標準化活動の支援事業を連携して標準特許の創出に必要な戦略の策定、特許分析、標準案起稿書の作成及び標準化活動等をワンストップで支援し、
  - これを通じて出される特許成果を特許庁が標準化の進行状況に合わせて管理し続け、標準特許に完成する体制である。
- 特許庁のキム・テマン産業財産政策局長は「未来成長エンジン分野の標準特許を先取りするために国レベルで総合支援策をまとめたのは、非常に望ましいことである。本方策による3つの部処の協力を機に、韓国が技術貿易収支の赤字を解消して標準特許4大強国になることを願う」と述べた。

### 2-3 韓国内出願人向けに PCT 制度の説明会開催

韓国特許庁(2016.7.20.)

特許庁は、特許協力条約(Patent Cooperation Treaty、PCT)国際出願を通じて海外特

許権を獲得しようとする韓国内出願人向けに世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization、WIPO) と共同で 2016 年 7 月 20 日 (水) 午後 1 時から特許庁ソウル事務所にて PCT 制度に関する説明会を開催する。

PCT は、特許の海外出願手続きの簡素化を目指す条約であり、出願人は一回の PCT 国際出願により 148 カ所の締約国において PCT 出願日に直接出願したのと同様な効果を確保することができる。特許庁は 1984 年に PCT 条約に加入し、1997 年に PCT 国際調査機関となった。

韓国内出願人の PCT 国際出願は、2007 年に韓国語が PCT 国際出願公開語として採択されてから急速に増加し、2015 年には米国、日本、中国、ドイツに続き 5 番目に多い 14,500 件余りが出願された。

今回の説明会は、特許庁と WIPO が共同で主催する最初の PCT 制度の説明会であり、PCT 出願のメリット、PCT 出願の優秀活用事例、電子出願の手続き、特許庁の国際調査業務等を紹介する予定である。また、特許庁と WIPO は韓国内出願人の隘路事項を受け付ける予定である。

特許庁のカン・フムジョン特許審査制度課長は、「国内出願人が PCT 制度を効果的に活用して、海外市場において特許を容易に確保できることを望んでおり、国内出願人の意見を集めて今後 PCT 制度改善についての議論に反映する計画である」と述べた。

## <添付> PCT 国際出願統計

### □ PCT 国際出願量

- 2014 年の PCT 特許出願件数は 214,500 件
  - 韓国、米国、日本等の上位 5 カ国が全体出願件数の 75% を出願

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	占有率 (2014 年、%)
米国	45,031	49,112	51,643	57,239	61,492	28.6
日本	32,150	38,875	43,660	43,918	42,459	19.8
中国	12,296	16,402	18,617	21,516	25,539	11.9
ドイツ	17,568	18,852	18,764	17,927	18,008	8.4
韓国	9,669	10,447	11,847	12,386	13,151	6.1

(出所：世界知的所有権機関 IP Statistic)

- 2015年世界全体において PCT 国際出願件数は 218,000 件であり、国内出願人は約 14,500 件\*の PCT 国際出願

\* 出所：特許庁の統計資料(WIPO 2015 年度の統計はまだ未公開)

□ PCT 国際調査サービス

- 2014 年 PCT 国際調査報告書の作成件数は 214,500 件
  - 特許庁は 3 万件余りの国際調査報告書を作成

＜主な国際調査機関の国際調査報告書作成状況＞

	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	占有率 (2014 年、%)
欧州 特許庁	68,940	71,638	75,143	77,395	79,716	37.2
日本	30,856	37,094	41,677	42,433	41,033	19.1
韓国	23,305	27,173	27,558	30,461	30,622	14.3
中国	15,904	18,017	20,720	23,737	27,711	12.9
米国	9,669	16,477	17,099	16,635	21,812	10.2

- 特許庁は 2015 年に 28,468 件\*の国際調査報告書を作成

\* 出所：特許庁の統計資料(WIPO2015 年度の統計はまだ未公開)

※ 韓国特許庁に国際調査を依頼する国：フィリピン、ベトナム、インドネシア、モンゴル、シンガポール、ニュージーランド、米国、マレーシア、スリランカ、オーストラリア、タイ、チリ、ペルー、サウジアラビア、メキシコ(2016年7月基準)

2-4 特許庁 - 関税庁、海外での韓国ブランド保護に向け協議

韓国特許庁(2016.7.20.)

- 特許庁と関税庁は 7 月 20 日(水)午前 10 時、政府大田庁舎で「2016 年第 2 回政策協議会」を開催し、中国や ASEAN 等海外で韓国ブランド(K-Brand)の保護に向け行ってきた協力活動の成果を点検し、下半期の推進計画について議論した。
- 両機関は今年上半期に▲偽造品の海外流通の拡大防止に向けた企業との共同対応た規制を構築し、▲海外税関との協力関係を強化する一方、▲現地の税関員向けの偽造品識別教育・招待研修を通じて K-Brand 保護に対する認識向上に取り組んだ。

- 今年2月、輸出企業各社は「K-Brand 企業協議体」を構成し、同協議体を通じて集めた韓国企業の隘路や建議事項を4月に中国と香港の税関当局に伝え、K-Brandの偽造品に対する取り締まりに積極的に協力するとの約束を得たことがある。
- 今年6月には、中国と香港の税関員を対象に韓国で研修を実施してK-Brandについて知ってもらい、各国の知財権保護の現状に関する情報を交換した。
- K-Brand 協議体の5社は、今月6日と7日に中国広州と黄埔の税関で税関公務員を対象にK-Brandの偽造品識別教育を行った。
  - \* ドルコ、サムスン電子、LG 電子、現代モービス、アモーレパシフィック
- 教育に参加した企業関係者は「このような教育が税関担当者の関心を誘導し、K-Brandに対する積極的な知財権保護措置につながるものと期待される」と話した。
- 両機関は、今年下半期にも韓国企業との協力関係を基に、K-Brand 保護活動を持続的に展開していく予定だ。
  - まず、今年下半期には、昨年につき、米国・欧州・日本等における税関知的財産権登録制度に関する企業説明会を開催し、パンフレットも発行する予定だ。
    - \* 2015年に中国、香港、タイ、ベトナム等4カ国の制度について説明
  - また、タイ・ベトナム公務員を対象に招待研修を実施して韓国企業を広報し、海外偽造品識別教育を継続して実施する一方、
  - 中国だけでなく、ベトナム、タイ等ASEAN地域の税関とも政府レベルでの協力を進めていく計画だ。

## 2-5 特許法院、審決取消訴訟審理マニュアルの草案を公開

電子新聞(2016.7.21.)

特許法院は7月20日に「特許等審決取消訴訟の審理マニュアル」の草案を公開した。特許法院が訴訟に関する審理マニュアルを公開したのは今年3月の「特許侵害訴訟審理マニュアル」に続いて2度目となる。大法院IPハブコート推進委員会の勧告に従い、訴

訟の予測可能性や効率性を向上させるという目的から各種訴訟手続きのマニュアルの作成・公開に取り組んできた結果だ。

今回の審理マニュアル特徴は、△進行段階別審理内容の具体的提示、△迅速・効率的な裁判の進行、△請求項の解釈等争点別集中審理の導入、△審理の特殊性を反映した専門家の参加・証拠調査手続きの規定等だ。

特許法院は、審理マニュアルを施行すれば、迅速かつ適切な紛争解決、手続きの透明性強化、特許訴訟に対する国内外の信頼度の向上等の効果があるものと見込んだ。特許法院が IP ハブコートへと跳躍することにも寄与すると見られる。

特許法院は、大韓弁護士協会と大韓弁理士会から意見を収集し、9月1日から審決取消訴訟の審理マニュアルを施行する予定だ。一般人も8月10日までに特許法院のホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)にて意見を提案することができる。

今年中に追加で、△損害賠償額算定マニュアル、△進歩性審理マニュアル、△鑑定・専門家参加マニュアル等が次々と作成される予定だ。特許法院は「審決取消訴訟審理マニュアルを施行すれば、予測可能で効率的な訴訟が可能になり、特許訴訟の手続きが一段階跳躍するだろう。マニュアルを追加で作成して訴訟手続きの透明性を強化し、利便性を向上させる方針だ」と付け加えた。

イ・ギジョン IP ノミックスの記者 gjgj@etnews.com

## 2-6 未来部、情報保護技術共有協議体を発足

未来創造科学部(2016.7.26.)

- 未来創造科学部は7月26日、韓国インターネット振興院、韓国電子通信研究院、国家保安技術研究所及び関連協会・学会・企業と共に情報保護 R&D 技術移転の活性化に向けた「情報保護 R&D 技術共有協議体」を発足させた。
  - 同協議体は、今年6月に発表された「情報保護産業振興計画」の後続措置として、公共機関で研究・開発した成果物を民間に移転し、関連スタートアップを支援するために構成されたものであり、

- 韓国インターネット振興院、韓国電子通信研究院、国家保安技術研究所とアンラボ(AhnLab)、シーキューアイ、SK インフォセック等の企業や情報保護産業協会・学会等、情報セキュリティ分野の主な R&D 機関と技術需要機関と一緒に参加し、「情報保護の月」の行事の一環として発足式を開催することになった。

※ 日時/場所:2016. 7. 26(火)16:00~18:00、韓国インターネット振興院

- 同日発足式では、未来部をはじめとした情報保護分野の主な関係者が集まり、情報保護 R&D 成果の共有・拡大に向けた機関別の役割について議論し、協力宣言文を採択・署名した。

- 発足式に参加した企業及び協会は、国内研究機関や大学ごとに分かれていた R&D 成果物の技術移転体制を統合し、供給者中心から需要者中心型に転換する必要性を指摘した。
- ETRI、KISA、NSR 等主要 R&D 機関は、2016 年から共同選定した 53 つの技術をまず公開し、毎年主要 R&D の成果によって移転対象の技術リストを最新化する計画であり、従来個別的に進めてきた技術移転説明会と技術予告制度を統合して開催することで合意した。
- また、民間企業が移転された技術を活用する過程での経験やあい路事項、改善策を盛り込んだ技術活用度分析書をは発行して、提供情報の質を高めアクセスの利便性を改善する計画だ。

#### <情報保護 R&D 技術共有協議体の概要>

##### ▲目的

- 技術需要機関と研究機関間の相互理解と協力を基に、国家情報保護 R&D 研究成果の活用度向上及び技術共有の活性化を図る

##### ▲構成

- (研究機関) 韓国電子通信研究院、国家保安技術研究所、  
韓国インターネット振興院、国防科学研究所
- (産業界/学界) 情報保護関連協会及び学会等

##### ▲主な活動

- 毎年技術移転対象となる詳細技術を選定・公開(リスト発表、2016 年 53 つの技術)
- 需要者中心の情報保護 R&D 技術活用度分析報告書を発行
- 需要企業の技術需要を調査し、研究機関の技術方向設定時に反映
- 研究機関別の情報保護 R&D 成果の共有及び国内外技術動向情報の分析等技術交流

- 発足式に参加した未来部のキム・ヨンス室長は「近い将来に到来する智能情報社会における新しいサイバー攻撃に効果的に対応できるよう、情報保護分野の技術移転を積極的に支援する方針だ」とし、
  - 「今回の協議体の発足式で未来部が選定した有望情報保護スタートアップに対して技術移転着手基本料を最大 50%まで減免することで合意したのは非常に時宜にかなったものだと考える」と強調した。
- 今回立ち上げられた技術共有協議体は、情報保護分野の研究機関と産業界間の交流の強化に向け、韓国インターネット振興院を中心に運営される計画だ。
  - 協議体の運営を担当する韓国インターネット振興院のペク・ギスン院長は「国内情報保護産業の技術競争力強化に向けた技術共有及び拡大という共同の目標で、関連研究機関と産業界が一丸となって取り組むことは、非常に大きな意味を持つ」と話した。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 サムスン電子、華為を相手に特許侵害訴訟提起

韓国特許庁(2016. 7. 22.)

サムスン電子が中国の携帯電話メーカーの華為を相手取って特許侵害訴訟を提起した。

7月22日網易等中国のメディアによると、サムスン電子は中国北京知的財産権裁判所に華為技術とモバイル端末流通会社の亨通達デパートを相手に1億6,100万人民元(約247億ウォン)規模の特許侵害訴訟を起こした。このうち、華為関連訴訟額は8,050万人民元(約137億ウォン)だ。北京知的財産権法院はこの事実を21日に公表した。

サムスン電子は訴状にて、華為技術が移動通信システムの情報制御やイメージ情報保存、デジタル等と関連して6件の特許を無断で使用したと主張している。特許侵害製品としてMate8、Honor等華為のスマートフォンやタブレットを挙げた。亨通達デパートの

場合、特許侵害されたファーウェイの製品を販売したことが問題になった。サムスは、今回の訴訟で当該製品の販売禁止を求めている。



サムスは「法的紛争よりも、交渉を通じた平和的な解決方法を望む。しかし、非合理的な特許訴訟にはそれに相応する対応をしてきており、今回の訴訟もそのような対応だ」と話した。

今回の訴訟は、華為技術が起こした特許侵害訴訟に対抗するものとみられる。これ先立って華為は今年6月、広東省深圳と福建省泉州中級裁判所に、サムスン電子が自社の保有した特許を侵害したとして8千万人民元(約140億ウォン)の賠償を要求した。華為は訴状で、携帯電話のフォルダ内のアイコン又はウィジェットディスプレイ方式に関する特許をサムスン電子がギャラクシーS7を含む16の製品で無断使用したと主張した。今年5月にもサムスン電子を相手に米国と中国の裁判所に4世代移動通信業界標準に関する特許を侵害されたとして損害賠償訴訟を起こした。

華為の韓国支社の関係者は、「サムスンが提起した今回の訴訟が反訴なのか、別件なのかは確認して見なければならぬ」と話した。これについてオ・ソンファン弁護士は「サムスン電子と華為技術ともに、自分が保有した特許で相手の弱点に付け込んである合意点を導き出そうとしているものと見られる。サムスン電子が米国でも反訴を提起する可能性が大きい」と述べた。

ハム・ジヒョン記者 goham@etnews.com

## 3-2 韓国キャラクター産業、違法コピーの取締りが不十分

デジタルタイムズ(2016.7.25.)

韓国のキャラクター産業は成長し続け、今や約 10 兆ウォン規模(昨年時点)に上るまでになったが、一方ではキャラクターの違法コピーが蔓延しているにもかかわらず、それに対する取り締まりが十分に行われていないのが現状だ。違法コピーされたキャラクターの市場規模は、年間 3 兆～4 兆ウォンに達すると関連業界は試算している。

先月 30 日、韓国文化コンテンツ・ライセンス協会によると、キャラクター商品を販売する全国 4,321 の店舗の中で、偽物を取り扱う業者の割合は 63.06%(2014 年基準)に達する。韓国キャラクターの違法コピー商品の流通規模は 1 兆 5,781 億ウォンと推算される。偽キャラクター商品の流通に係っているが、統計に取られていないものまで含めると、違法コピーによる被害額は 3 兆～4 兆ウォンに達するというのが業界の推算だ。

このように国内でキャラクターの違法コピーが盛んに行われているのは、政府当局が実態をまともに把握できず、取り締まりを怠っているためだという指摘が出ている。政府は、キャラクターの偽造品を現場ですぐ見分けることができる専門性を持つ調査・取り締まりの人材を確保していない。さらに、官民連携で行われてきた偽キャラクターの流通現状に関する調査作業も昨年から中断されている。

現在、違法コピーされたキャラクターの取り締まり・回収・刑事措置の作業は、文化体育観光部の著作権特別司法警察(特司警)が民間機関である著作権保護センターと共同で行っている。現場取り締まり活動に係る人員は特司警 25 人、センター 20 人くらいに留まっている。これらの職員らは全国を舞台に活動しており、キャラクターだけでなく、図書、レコード、映像等さまざまな大衆コンテンツ物の違法コピーを取り締まっている。キャラクターの違法コピーの取り締まりに特化した人材はいない。

キャラクターはその特性上、そのままコピーすること以外に 2 次著作物または他の製品との多様な結合の形で流通される。そのため、著作権法第 133 条に基づく回収・廃棄の対象に当たるのを見極めることが容易ではないだけに、当該分野に詳しい取り締まり職員が必要というのが業界の意見だ。

文体部傘下の職員らの取締り実績は低迷している。違法コピーされたキャラクターを摘発し、刑事処罰を行った件数は 2013 年 2 件、2014 年 0 件、2015 年 2 件、2016 年現在

1 件に留まっている。この期間、刑事処罰を受けた販売業者は 8 人に過ぎない。

著作権特司警関係者は「キャラクターは取り締まり職員が現場で偽物をひと目で見分け、押収するのが難しい。偽物か否かをすぐに把握できるくらいオリジナルキャラクターに対する情報が豊富な専門家が必要となるが、そうでないのが現実」と話した。

さらに韓国政府は、キャラクターのコピー商品の流通現状も十分に把握していない。韓国コンテンツ振興院と民間協会である韓国文化コンテンツライセンス協会の連携で行ってきた違法キャラクターの流通現状調査事業は昨年中止された。同振興院が被害現況調査事業の予算を本物のキャラクター商品の消費推奨キャンペーンの「本当の親友キャンペーン」事業の予算に回したためだ。同振興院の関係者は「昨年取り締まり・現況調査に集中してきた違法キャラクター政策の方向を、キャンペーン等による正規品使用に関する認識の拡大へと切り替えたからだ」とその背景について説明した。

これに先立って、同協会は 2013 年に韓国コンテンツ振興院から予算の支援を受け、ソウル・首都圏の店舗標本調査を実施し、これを通じて 2 兆 4,000 億ウォンという全国違法キャラクターの流通規模の推計値を計算した。当時、警察庁国際犯罪捜査隊による捜査も行われた。

2014 年には、同協会とコンテンツ振興院が全国 4,000 余りの売場の現場を調査した結果、全国偽物のキャラクターの流通規模は約 1 兆 6,000 億ウォンと、やや減ったことが分かった。2013 年に実施した調査・取り締まり・捜査がキャラクターの偽物の流通に歯止めをかけたというのが協会の説明だ。このような効果があるので、着実な実態調査と取締りが行なわれなければならないとの指摘が出ている。業界の関係者は「違法コピーされたキャラクターによる被害が絶えないだけに、キャラクター産業振興政策も重要だが、闇市場の取り締まり・撲滅が持続的に行われなければ、韓国キャラクターの産業生態系が健康に成長することはできない」と話した。

キム・スヨン記者 [newsnews@dt.co.kr](mailto:newsnews@dt.co.kr)

すべてがインターネットでつながる超連結社会が到来している今、国民生活の多くの部分がインターネットで行われている。それに伴い情報通信技術(ICT)に係る紛争も同時に増加している。以下では、韓国インターネット振興院(KISA)が運営する ICT 紛争調停支援センターの4つの紛争調停委員会を通じて最近の主な紛争事例と解決方法について解説する。

## ■ ICT 世界の紛争、このように調停する

### - 情報保護産業紛争調停

# 小規模情報保護会社 A 社は、次世代ファイアウォールの開発に成功し、同技術に対する国内特許を登録した。製品の発売後好評を得て販売量が増えていた中、情報保護関連大手の B 社が A 社の製品と類似した特許を出願した後、これを基にファイアウォール製品を開発して販売し始めた。これによって販売量が減少した A 社は、B 社のファイアウォール技術が自社の特許を侵害したと判断して、B 社に損害賠償を請求した。これについて B 社が盗用の事実を否定すると、情報保護産業紛争調停委員会に仲裁を申請した。

セキュリティ、特に情報保護が重要性を増しており、情報保護産業分野の紛争も増加している。また、情報保護に関する被害は非常に速いペースで広がっており、被害が広範囲で原状回復が難しいという点で、他の種類の被害とも違う様相を見せている。

政府は、このような被害の予防及び対応に向け情報保護産業の投資拡大を計画するとともに、今後情報保護関連紛争が頻発する状況に効果的に対処するため、昨年 12 月 23 日から施行されている情報保護産業法に基づき「情報保護産業紛争調停委員会」を発足させた。

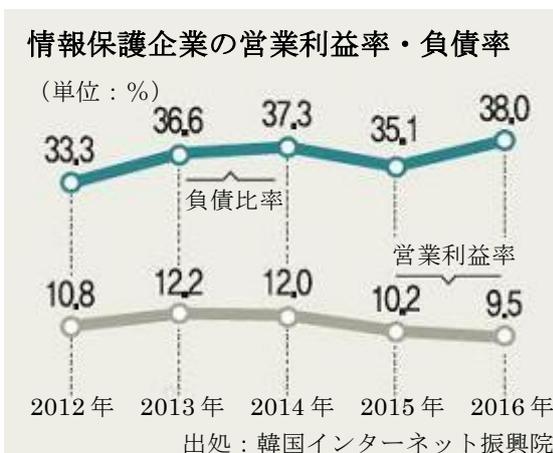
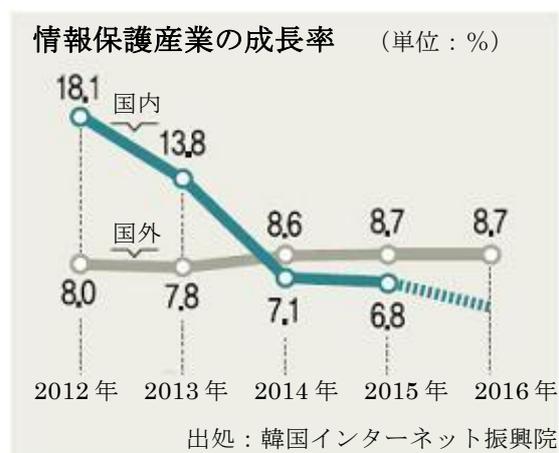
同委員会は、事業者間又は事業者と利用者間の被害の救済と紛争を調停するために設置した法定機関で、情報保護製品やサービスの開発・利用に関して発生し得る様々なタイプの紛争を迅速かつ公正に解決することに注力する。関連産業に関する知識や経験が豊富な学界、法曹界、産業界、利用者機関・団体、公務員等 22 人からなる委員会を構成

して運営している。

主に扱われる問題としては、△コピー商品による特許侵害の救済、△発注者のメンテナンス代金の未払いの被害救済等、主に小規模情報保護会社の被害救済が多くの割合を占めている。例えば、ブラックボックス等のセキュリティ製品を使用する中で発生する被害の救済、ソフトウェアに関する下請紛争の調停、特許権等の知的財産権(IP)の侵害に関する紛争の調停が対象となる。

同委員会は「代案的紛争解決制度(ADR)」を適用している。この制度は、紛争が発生した場合、第3者が関与するか、又は関与なしで当事者双方の自律的意思及び合意により紛争を解決する方法であり、裁判所の訴訟制度による紛争解決方式を補完する役割を担う。韓国では代案的紛争解決制度として和解、調停、仲裁、斡旋等、様々な制度が各種の法律に基づいて運営されている。

インターネット振興院は、委員会の紛争調停を通じて、国家安保のための防衛産業であり、次世代の高付加価値未来志向産業である情報保護産業の育成を促進するという計画だ。特に不合理な慣行を改善し、海外に比べ脆弱な国内産業界の成長のためにも努力するとしている。情報保護産業紛争調停委員会のイ・ジョンヒョン事務局長は「訴訟による紛争解決は処理期間が比較的長く、費用も多すぎるため、零細な小規模情報保護企業の技術開発を妨害し、利用者の製品選別の判断力を鈍らせる問題点があり、これを解消するための調停機関が必要となる」と話した。



イ・ジェウン記者 jwlee@dt.co.kr

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 携帯型放射能測定技術に関する特許出願が増加傾向

韓国特許庁(2016. 7. 28.)

特許庁は、最近放射能測定技術の特許出願が持続的に増加する中、携帯型放射能測定技術に関する特許出願も着実に増えていると明らかにした。

特許庁によると、放射能測定技術の特許出願は2010年に48件が出願され、2011年には80件と前年比66.7%増加し、2012年108件、2013年124件、2014年143件と、増加傾向が続いている。

このうち、携帯型放射能測定技術の特許出願は、2010年3件に過ぎなかったのが2011年に11件に急増し、2012年には4件に減少したが、2013年9件、2014年10件等、着実な増加傾向を示している。

特に2011年に同技術の特許出願が急増したのは、同年3月に発生した東日本大震災の原発事故をきっかけに放射能汚染に対する関心や懸念が反映されたためと見られる。

これまでの携帯型放射能測定技術は、携帯性を高めるための小型化・軽量化技術を中心に開発されてきたが、最近ではこれに止まらず、モバイル通信技術の成長に伴いスマートフォンのようなモバイル端末機、無線通信、中央サーバーとデータベース及びネットワーク技術等の無線通信技術が適用され、個人が放射能測定器を利用して放射能を測定し、これをリアルタイムでモニタリング装置に伝送するだけでなく、複数の携帯型端末機とネットワークを形成して放射能情報を含む様々な情報を共有する技術に進化しているのが特徴だ。

携帯型放射能測定技術の最近出願状況を細部技術分野別に見ると、一般的な携帯型測

定器の特許出願が 22 件と最も多く、スマートフォンを利用した測定器が 8 件、GPS 型とBluetooth通信型がそれぞれ 2 件である。

特許庁のキム・ヨンイル金属審査チーム長は「近年、食の安全に対する国民の関心が高まっており、今後の携帯型放射能測定技術の研究開発は、食品分野において一層活発になるものと予想される」と話した。

## 5-2 特許損害賠償制度 - 司法手続きの見直しが必要

電子新聞(2016. 7. 29.)

「知的財産権の紛争解決の手続きはもちろん、特許侵害損害賠償制度の見直しが必要です」

パク・ソンジュン特許庁産業財産保護協力局長は 7 月 27 日、国会議員会館で開かれた「特許保護等革新産業の活性化に向けた大・中小企業の共存政策討論会」でこのように述べた。

同日、パク・ソンジュン局長は「知的財産権の生態系の問題点と解決策」という発表を通じて「好循環する特許生態系を造成するには、部分的にアプローチするのではなく、問題の根本的な原因を把握しなければならない」とし、抜本的な対策を強調した。国家 R&D 予算は OECD 加盟国のうち 1 位で、特許出願も世界 4 位となっているが、知的財産権の使用料収支は赤字を出している現実をその根拠として提示した。



〈パク・ソンジュン特許庁産業財産保護協力局長〉

実際に、技術の価値を認めないため、資金の支援や技術の取引に障害が生じ、知的財産権を通じた事業化は難しくなる。そのため、創意的な技術開発への意欲が低下してしまう。さらに、高い特許無効率と低い損害賠償額で特許侵害はさらに容易になるという悪循環が繰り返されていることを指摘した。また、発明者と創業家の知的財産権に対する理解不足も問題点として挙げた。

同日、テーマ発表を行ったジュ・サンドン IP ノミクス代表は、「特許紛争ビッグデータ分析」を通じて知的財産の重要性を強調し、韓国もグローバル市場で発生する特許攻撃に備えなければならないと注意を呼び掛けた。ベンチャー企業協会のホ・ヨング政策協力室長も、大・中小企業の共存策として、△中小企業支援の専門家の拡大、△特許紛争指針書の普及、△技術人材任置制度の導入を提示した。ベンチャー法律支援センターのベ・ジェグアン代表は、法制度の改善に向け、△懲罰的損害賠償制度の定着、△特許無効制度審理制度の改善、△厳格な刑事責任等を挙げた。イ・チャンフン弁理士は、米特許訴訟の事例分析を通じて、国内特許訴訟の場合、損害賠償額が低く、特許無効化率が高いという問題点があることを指摘した。



<キム・ギソン議員が主催した「特許保護等革新産業の活性化に向けた大・中小企業の共存政策討論会」が7月27日、国会議員会館で開かれた>

同日の討論会を主催したキム・ギソン議員は「特許保護や知的財産権の価値が高まる時に、革新産業が活性化されるというが、コンセンサスを形成するためにこのような場を設けた。知的財産権の価値を認識する雰囲気醸成するとともに、関連法制度やシステムを整えなければならない」と話した。

ナ・ユグォン IP ノミックスの記者 ykna@etnews.com

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム